

入 札 説 明 書

(一 般 競 争 入 札)

物 件 名

「福岡県立北九州視覚特別支援学校 管理棟・南教室棟物品移動委託業務」

福岡県立北九州視覚特別支援学校

公告日 令和7年11月7日

入札説明書

入札に参加する者は下記事項を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書について疑義がある場合は、11月21日（金曜日）午前12時00分までに書面（FAX可）にて下記1に掲げる者に説明を求めることができる。

入札後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 入札

(1) 提出場所

福岡県立北九州視覚特別支援学校

〒805-0016 福岡県北九州市八幡東区高見5丁目1番12号

電話番号 093-651-5419

FAX番号 093-651-9095

(2) 入札日時

令和7年11月27日（木曜日）午前10時00分

(3) 注意事項

ア 入札に参加する者は、入札書（別紙様式）を入札日時に直接提出しなければならない。電話、電報、テレックス、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。

イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

エ 入札者は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。

(4) 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することができる。

2 入札保証金の納付日

令和7年11月26日（水曜日）

午前10時00分から午前12時00分の間

3 開札

入札後、即時開札をした場合において、落札者がいない場合は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の8第4項の規定により、別に定める日時において再度の入札を行う。ただし、開札の際、入札者又はその代理人のすべての同意が得られればその場で再度入札を行う。

～入札までの流れ（補足説明）～

- 入札説明会はいりません。入札説明書の熟読をお願いします。
現場説明会はいります。（令和7年11月18日午後2時00分から午後4時00分までの間）
- 入札書の提出方法について
提出方法については、入札日時に直接持参してください。その他の方法は認めないません。
- 委任状の提出期限
委任状の提出が必要な場合は、入札時に提出してください。
- 入札等に関する質問及び回答について
仕様等に関する質問は、令和7年11月21日（金曜日）の午前12時00分までに必ず書面で行ってください。（FAX可）
回答は11月25日（火曜日）午後4時までにFAXで回答します。
なお、入札方法等に関する一般的な質問は、電話でもかまいません。
- 入札参加申請書の提出
入札に参加を希望する方は、入札参加申請書（様式第1号）を11月17日（月曜日）午後3時00分までに福岡県立北九州視覚特別支援学校に提出していただきます。提出がない場合は、入札には参加できません。
郵送の場合は、書留郵便としてください。（期限内に必着のこと）
- 入札書の書き方について
 - ・記入例を参考にしてください。
 - ・¥マークの横の頭金額、記名がない場合は無効となります。頭金額の訂正も不可です。（数字の書き間違いに注意すること。）金額は税抜きとなります。
- 入札保証金について
 - ・現金（小切手の場合は銀行が振出又は支払保証をしたものに限る。）により納付する場合は、受け入れの準備が必要なため11月26日（水曜日）の午前10

時00分から午前12時00分の間に福岡県立北九州視覚特別支援学校事務室に持参してください。

入札保証金の納付の際に、委任状も持参されれば、代理人の印又は署名で手続きができます。委任状を持参されない場合は、代表者印がないと納付の続きができませんので、その場合はあらかじめ「保証金等納付書」を福岡県北九州視覚特別支援学校において入手し、必要事項を記入の上、代表者印を押印して持参するようにしてください。

・保証保険契約又は、業務委託履行証明書により入札保証金の減免手続きをされる場合は、入札保証金の納付期限である**11月26日（水曜日）午前12時00分**までに提出してください。

・入札保証金の事務手続き等の詳細な内容については別紙を参照してください。

○ 再度入札について

1回目の入札で有効な入札書を提出した方だけが2回目の入札に参加できますのでご注意ください。

4 人権尊重の取組

入札参加者は、人権に関する法令を遵守するとともに、自社で人権侵害が発生しないよう予防措置を講じるなど、人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

入 札 参 加 者 心 得

入札（見積）に当たっては、下記事項に十分留意してください。

- 1 入札に関する事項を十分理解し、すべてを了知した上で入札すること。
- 2 上記の入札に関する事項とは、入札説明書、仕様書、契約書案及び見本並びに係員が説明する入札に関する諸事項をいうものであること。
- 3 上記入札事項について、不明な点、疑問な点、その他理解できない点があった場合は、入札説明書で定める期限までに問い合わせること。
- 4 開札（入札）中は、一切の発言を認めないので静粛にすること。
- 5 入札に参加する者は、入札について談合又は何等の協議もしてはならない。
- 6 県に提出した入札書は、書き換えたり、撤回することができないので、誤算や、違算又は、見込み違い等のないように十分注意すること。
- 7 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
また、金額はアラビア数字で記入すること。
- 8 次の入札書は無効となるものであること。なお、無効入札をした者は、2回目の入札に参加することはできない。
 - (1) 頭金額の記載がないもの。または、頭金額を訂正したとき。
 - (2) 法令又は入札に関する条件に違反したとき。
 - (3) 同一入札者が二以上の入札をしたとき。
 - (4) 所定の場所及び日時に到着しないとき。
 - (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明しないとき。
 - (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が、見積金額の100分の5に達しないとき。
 - (7) 金額の重複記載、誤字又は脱字があつて、必要事項を確認できないとき。
 - (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件に反した者及び虚偽の申請を行った者が入札したとき。
- 9 入札は、本人又は代理人によって行われることとなるが、代理人の場合は、委任状を入札前に提出し、その確認を受けた後に入札に参加すること。
- 10 入札は、第一回で落札者が決定しない場合は、再度の入札を行うことがあること。このとき第二回目の入札に参加する意思のないときは入札書に辞退の旨を記入し係員に提出すること。
- 11 入札にあたり不正な行為が行われたと認められるに足る事実が判明した場合は、退場を命じること、又は、入札を中止することもあること。
- 12 入札は、県の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とするが、当該契約の確定は、県が提出した契約書に双方がともに押印したときであること。
- 13 落札者は、直ちに県の指示に従い契約確定のための事務手続きを進めることについて協力すること。
- 14 入札書は、県の定める様式によるものとし、あらかじめ用意しておくこと。

入 札 （ 見 積 ） 仕 様 書

規 格 品 質 等 は 下 記 及 び 見 本 の と お り に つ き
熟 覧 の う え 入 札 （ 見 積 ） し て く だ さ い 。

記

請求先	福岡県立北九州視覚特別支援学校	履行場所	福岡県立北九州視覚特別支援学校	契約履行 期 限	令和8年1月16日
品 名		規 格	数 量	摘 要	
1	福岡県立北九州視覚特別支援学校 管理棟・南教室棟物品移動委託業務	別紙仕様書のとおり	1式		
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
摘要					

※「入札保証金・契約保証金」についての注意事項

(熟読をお願いします。)

・入札書を提出される方は、以下に挙げるいずれかの手段で入札保証金（もしくはそれに代わるもの）を県に提出して頂く必要があります。

① **入札保証金を納める。**（金額は入札しようとする金額の税込み金額の5%以上）この場合、小切手等とともに「保証金等納付書」に記入・押印して頂きます。「保証金等納付書」が必要な方は、本校にてお配りします。
入札保証金は指定の納付日に納付されるようお願いします

② **入札保証保険に入ってその証券を提出する。**（金額は入札しようとする金額の税込み金額の5%以上）
保証期間は入札書提出日から2週間程度の期間でお願いします。

③ **履行証明を提出する。**（様式は入札説明書中の「委託業務履行証明書」を参照）

これは、「過去2年間の間に、本県もしくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人を含む。）との間に締結した同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）」を提出することです。

これは、他の支店・営業所の履行した契約の証明では認められません。また、同種・同規模とは、入札しようとする金額の税込み金額の、20%を超える同種の契約実績を2件分ということになります。

（例：100万円が入札金額の場合、税込み金額が110万円になりますので、その20%を超えるということで22万円を超える契約実績、具体的には220,001円以上の契約実績が2件分必要ということです。ただし、合計ではなくてそれぞれの契約実績が22万円を超えるということになります。）

様式は入札説明書の中にあります。契約書の写しでは不可となりますのでご注意ください。（契約書では履行が完了したことを確認できないため。）

※ 落札後の契約保証金も入札保証金の場合と同様ですが、金額が変わります。

	入札保証金	契約保証金
① 保証金納付	5%	10%
② 保証保険	5%	10%
③ 履行証明	20%	20%

また、入札保証金を納付された方が物件を落札された場合、入札保証金をそのまま契約保証金の一部に充当することも可能です。

様式第131号その2(第154条、第167条)(物品購入用)
様式第132号その2(第163条、第167条)(")

(表)
入 札 書(見積書)(請書)
¥

履行期限		令和8年1月16日		履行場所		福岡県立北九州視覚特別支援学校	
品名		規 格	数 量	単 価		金 額	摘 要
福岡県立北九州視覚特別支援学校 管理棟・南教室棟 物品移動委託業務		別紙仕様書 のとおり	1式				
合 計							

上記のとおり入札(見積)いたします。
福岡県立北九州視覚特別支援学校長 殿

年 月 日

住 所
氏 名

1 契約内容上記のとおり

2 契約金額 ¥
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額¥)

3 私の責任において契約を解除されたときは、違約金として契約金額の100分の10の金額を納入します。
なお、この場合、別途損害賠償の請求をされても異議はありません。

4 私の責任において履行期限までに履行を終わらなかったときは、遅滞損害金として遅延日数に応じ1年につき、未納部分の代金の2.5パーセントの金額を納入します。

5 私は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めません。
(1) 公正取引委員会が、私に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定に違反する行為(私を構成事業者とする事業者団体の同法第8条第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。)があったとして同法第49条に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。
(2) 公正取引委員会が、私に独占禁止法違反があったとして同法第62条第1項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が確定したとき。
(3) 私又は私の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

6 私は、前項の規定により福岡県が契約を解除することができるときには、契約を解除するか否かを問わず、契約金額の100分の20に相当する金額を賠償金として福岡県の指定する期間内に福岡県に支払います。契約の履行が完了した後も同様とします。ただし、福岡県が支払う必要がないと認めるときは、この限りではありません。

7 私は、福岡県に生じた実際の損害額が前項に定める金額を超える場合において、福岡県が当該超える金額を併せて請求することについて異議ありません。

(裏)

- 8 私が次の各号のいずれかに該当する旨、警察本部から福岡県に対し通知があったときは、直ちにこの契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めず、かつ、違約金として福岡県に契約金額の100分の10の金額を納入します。
- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織(以下「暴力的組織」という。)であるとき。
 - (2) 役員等(個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。)が、暴力的組織の構成員(構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。)となっているとき。
 - (3) 構成員等であることを知りながら、これを雇用し、又は使用しているとき。
 - (4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約(一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。)又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき(事実を知らずに契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、契約の解除など適切な是正措置を行わないときを含む。)
 - (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
 - (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
 - (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき(暴力的組織又は構成員等と飲食、遊技等を共にすること、暴力的組織又は構成員等が主催するパーティーその他の会合に出席すること等)。
- 9 前項第1号又は第2号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

福岡県立北九州視覚特別学校長 殿

年 月 日

契約者住所

氏 名 印

- 備考 1 入札(見積)金額は、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記入すること。
- 2 契約金額は、入札書(見積書)に記載された金額に当該金額の10%に相当する金額を加算した金額(1円未満切捨て)を記入すること。
- 3 取引に係る消費税及び地方消費税の額は、課税事業者のみ記入することとし、金額は、契約金額に110分の10を乗じて得た額(1円未満切捨て)を内数で記入すること。
- 4 軽減税率対象品目については、備考1中「110分の100」とあるのは「108分の100」と、備考2中「10%」とあるのは「8%」と、備考3中「110分の10」とあるのは「108分の8」と読み替えるものとする。
- 5 遅滞損害金に係る「未納部分の代金のパーセント」には、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を記入すること。

記入例① 入札参加希望者名簿に登載されている法人の代表者本人が入札する場合

様式第131号その2(第154条、第167条)(物品購入用)

様式第132号その2(第163条、第167条)(〃)

(表)

入 札 書(見積書)(請書)

¥〇, 〇〇〇, 〇〇〇— ←入札金額(税抜き、訂正不可)

履行期限		令和8年1月16日		履行場所		福岡県立北九州視覚特別支援学校					
品	名	規	格	数	量	単	価	金	額	摘	要
福岡県立北九州視覚特別学校 管理棟・南教室棟物品移動委託業務		別紙仕様書のとおり		1式							
合		計				0, 000, 000—					

上記のとおり入札(見積)いたします。

福岡県立北九州視覚特別支援学校長 殿

〇年 〇月 〇日

住 所 〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号
氏 名 株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇〇〇

これより下及び裏面は記入しないこと

- 第56条の2又は同法第100条の規定による刑が確定したとき。
- 6 私は、前項の規定により福岡県が契約を解除することができるときにおいては、契約を解除するか否かを問わず、契約金額の100分の20に相当する金額を賠償金として福岡県の指定する期間内に福岡県に支払います。契約の履行が完了した後も同様とします。ただし、福岡県が支払う必要がないと認めるときは、この限りではありません。
- 7 私は、福岡県に生じた実際の損害額が前項に定める金額を超える場合において、福岡県が当該超える金額を併せて請求することについて異議ありません。

記入例② 代表取締役以外の者（委任を受けた代理人）が入札する場合

様式第131号その2(第154条、第167条)(物品購入用)
様式第132号その2(第163条、第167条)(")

(表)

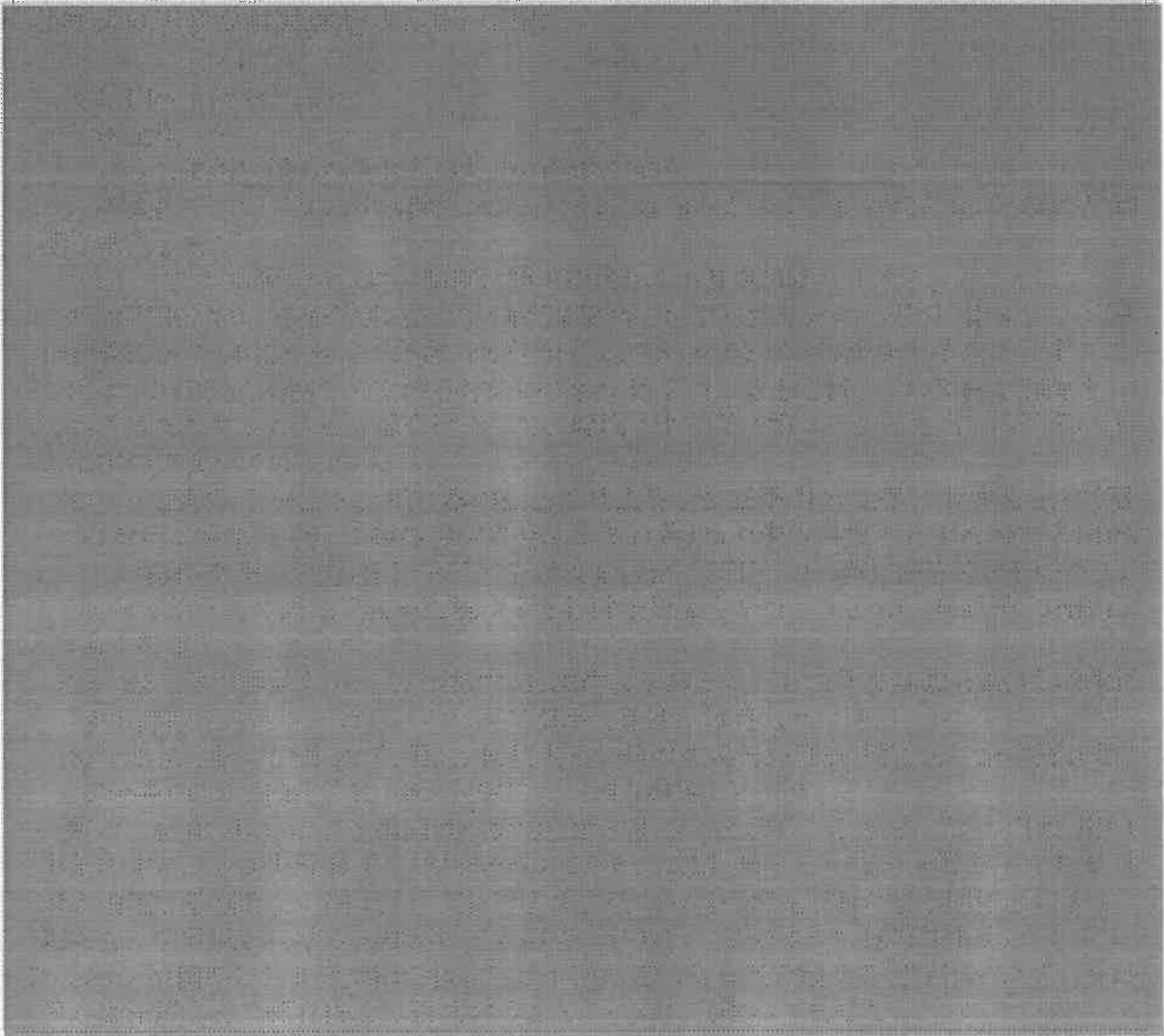
入 札 書(見積書)(請書)

¥0, 000, 000— ←入札金額 (税抜き, 訂正不可)

履行期限	令和8年1月16日		履行場所	福岡県立北九州視覚特別支援学校		
品名	規格	数量	単価	金額	摘要	
福岡県立北九州視覚特別学校管理棟・南教室棟物品移動委託業務	別紙仕様書のとおり	1式				
合計			0, 000, 000—			

上記のとおり入札(見積)いたします。
福岡県立北九州視覚特別支援学校長 殿

〇年 〇月 〇日
住 所 〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号
氏 名 株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇〇〇
代理人 〇〇〇〇



様式第132号その2(第163条、第167条)(〃)

¥0, 000, 000— ←入札金額（税抜き、訂正不可）

1 切筋内穴し記のしかり

委 任 状

令和 年 月 日

福岡県立北九州視覚特別支援学校長 殿

(委任者)

住 所

会社名

氏 名

下記の者を代理人（入札担当者）と定め、次の事項を委任します。

記

代理人（入札担当者）氏名

(委任事項)

福岡県立北九州視覚特別支援学校管理棟・南教室棟物品移動委託業務に係る以下の事務

- 1 入札及び見積に関する事務
- 2 入札保証金又は保証物の納付並びに還付請求及び領収に関する事務
- 3 契約保証金又は保証物の納付並びに払戻請求に関する事務

委任状作成例(名簿登載者から入札担当者への委任状)

委 任 状

令和〇〇年〇月〇〇日

福岡県立〇〇学校長 殿

(委任者)

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号

会社名 株式会社〇〇〇〇

氏 名 代表取締役 〇〇 〇〇

←代表者印不要

下記の者を代理人（入札担当者）と定め、次の事項を委任します。

記

代理人（入札担当者）氏名 〇〇 〇〇

←代理人の印不要

(委任事項)

福岡県立北九州視覚特別支援学校管理棟・南教室棟物品移動委託業務に係る以下の事務

- 1 入札及び見積に関する事務
- 2 保証金又は保証物の納付並びに還付請求及び領収に関する事務
- 3 契約保証金又は保証物の納付並びに払戻請求に関する事務

1 資格者名簿に登載されている代表者（本社で登載されている場合は代表取締役、支店等で登載されている場合は支店長等）が、入札を代理人（入札担当者）に行わせるときに提出する書類です。入札前までに提出してください。

2 委任者の欄には資格者名簿に登載されている代表者名を記載してください。

(様式第1号)

令和 年 月 日

入札参加申請書

福岡県立北九州視覚特別支援学校長 殿

事業者住所
事業者名
代表者名
資格者番号
※1

下記入札案件に参加したく申請いたします。

記

入札案件名	福岡県立北九州視覚特別支援学校 管理棟・南教室棟物品移動委託業務
申請者の登録業種	
申請者の入札参加資格における格付け※2	AA ・ A
(入札参加申請締切日において) 会社更生法(平成14年法律第154号)に 基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法 (平成11年法律第225号)に基づく再生 手続開始の申立ての有無	有 ・ 無
(入札参加申請締切日において) 国、都道府県及び市町村より指名停止期間中 であるか	期間中である ・ 期間中でない
入札保証金の納付又は減免方法	現金・入札保証保険証券・履行確認書 その他()
福岡県内に本店を有するか	有する ・ 有しない

※ 福岡県内に本店を有しない場合は、以下の項目を記入すること。

福岡県内に支店又は営業所等を有するか	有する ・ 有しない
中小企業基本法(昭和38年法律第154号) 第2条各号における営業の種類	卸売業・サービス業・小売業・その他 (いずれかひとつに○をすること)
申請者の資本金額又は出資の総額 ※3 (個人事業主は記入不要)	
申請者の常時使用する従業員の数(本店及び 全ての支店等の合計数)	人

※1 代理人に委任を行っている場合は、代理人名・住所となります。

※2 入札参加資格決定通知書に記載しています。

※3 増資又は減資により、競争入札参加資格申請時に申請した資本金額と異なる場合は、
3ヶ月以内に発行された登記事項証明書の原本又は写しを添付してください。

担当者氏名	電話番号	FAX番号 (入札参加確認通知書送付先)

委託業務履行証明書

契約年月日	契約期間	委託業務名	金額（円）	備考

受託者住所
商号及び営業所
代表者名

上記契約内容のとおり誠実に履行されたことを証明します。

令和 年 月 日

証明者名

印

令和 年 月 日

入札参加資格確認通知書

様

福岡県立北九州視覚特別支援学校長

先に入札参加申請のあった本校が発注する入札案件において、入札参加資格につき下記のとおり確認しましたので通知します。

記

入札案件名	福岡県立北九州視覚特別支援学校 管理棟・南教室棟物品移動委託業務
入札参加の可否	可 ・ 否
入札参加できないと決定した理由	

福岡県立北九州視覚特別支援学校 管理棟・南教室棟物品移動委託業務契約書

福岡県立北九州視覚特別支援学校（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）とは、別紙仕様書（以下「仕様書」という。）により、次のとおり委託契約を締結し、信義に従い、誠実にこれを履行するものとする。

（業務名）

第1条 業務名は、物品移動業務（以下「業務」という。）とする。

（委託期間）

第2条 業務の委託期間は、契約締結の日から令和8年1月16日までとする。

（委託料）

第3条 業務の委託料は、金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）とする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、福岡県財務規則第170条各号により減免できる場合のほかこれを徴する。※契約締結する契約書には、金額または「財務規則第170条〇号により免除する」等を記載

（業務実施計画書）

第5条 受注者は、契約締結後速やかに業務実施計画書を発注者に提出し、発注者の承認を得なければならない。

（業務の実施場所）

第6条 受注者は、業務を受注者の事業所内で行うものとする。ただし、発注者が資料、情報及び機器等を受注者に貸与するときは、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

（法令等の遵守）

第7条 本業務の実施にあたっては、仕様書のほか、仕様書記載の関係法令等に準拠しなければならない。

（秘密保持）

第8条 受注者は、業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 受注者は、本業務で得られた資料及び成果を発注者の許可なく外部に貸与又は使用させてはならない。

（個人情報の保護）

第9条 受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「保有個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（業務の監督）

第10条 発注者は、この契約の履行のために必要があると認められるときは、受注者の業務の実施状況等について受注者の事業所等を実地に調査し、所要の報告を求めることができる。

2 受注者は、前項に規定する調査に協力しなければならない。

（業務実施の確認）

第11条 受注者は、成果品納品時に発注者の検査を受け、発注者による業務の履行確認を受けなければならない。

2 修正が必要な場合は速やかに発注者の指示のもと修正を行うものとし、その費用については全て受注者の負担とする。

（委託料の支払）

第12条 受注者は、前条第1項の規定による履行確認を受けたときは、発注者が指定する請求

書により発注者に請求するものとする。

- 2 発注者は、前項の請求書を受領した日から30日以内に、受注者に委託料を支払うものとする。

(損害賠償)

第13条 受注者は、本業務の実施にあたり、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、発注者にその状況及び内容を速やかに報告し、発注者の指示に従うものとする。

- 2 前項の場合において、発注者の責に帰すべき理由によるものを除き、受注者はその生じた損害を賠償する責任を負う。

(危険負担)

第14条 納入前に成果物に滅失又は損害が生じた場合は、発注者の責めに帰すべき理由によるものを除き、その復旧に要する費用は受注者の負担とする。

(契約不適合責任)

第15条 発注者は、受注者の業務が契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、発注者が必要と認める方法により履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

- 4 発注者は、受注者の業務が契約不適合であるときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- 5 発注者は、納品時から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除をすることができない。

(仕様変更)

第16条 発注者は、業務に関連する法令の改正等によともない業務内容を変更する必要があるときその他この契約締結後の事情により仕様書の内容を変更する必要があるときは、受注者と協議の上、仕様書を変更することができる。

- 2 前項の場合において、委託料の変更額は、発注者と受注者が協議して定める。

(事情変更による委託料の変更)

第17条 発注者又は受注者は、前条の場合によるほか、この契約締結時において、予期することのできない特別な事情により、日本国内における賃金又は物価に著しい変動を生じ、委託料が著しく不相当となったときは、相手方に対し、委託料の変更を請求することができる。

- 2 前項の規定に基づき委託料の変更が請求された場合であって、当該請求が妥当と認められるときは、委託料の変更額は、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

(発注者の催告による解除権)

第18条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。この場合において、解除により受注者に損害があつても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

一 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

二 履行期限までに業務が完了しないとき又は履行期限経過後相当の期間内に業務が完了する見込みがないと認められるとき。

三 正当な理由なく、第15条第1項の履行の追完がなされないとき。

四 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 前項の規定により、発注者がこの契約を解除したときは、受注者は違約金として、発注者が契約を解除した日から10日以内に、委託料の100分の10に相当する金額を発注者に支払わなければならない。この場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。

3 前項に規定する違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げない。

(発注者の催告によらない解除権)

第19条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

一 第三者より仮差押、差押、強制執行若しくは競売の申立又は租税公課滞納処分を受けたとき。

二 破産、民事再生、会社更生若しくは特別清算の申立を受け、又は自らこれを申立てたとき。

三 振出した手形、小切手を不渡りとし、又は一般の支払を停止したとき。

四 解散、合併、減資又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡等の決議をしたとき。

五 監督官庁から営業の停止又は取消等の処分を受けたとき。

2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

一 前項各号に定めるもののほか、受注者の責めに帰すべき理由により、業務を継続する見込みが明らかにないとき。

二 受注者がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

四 業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

五 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

六 第22条又は第23条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

七 第27条第1項の規定に違反して委託料債権を譲渡したとき。

八 第27条第3項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。

九 受注者が発注者との信頼関係を破壊する行為を行ったと認められるとき。

3 前二項の規定により、発注者がこの契約を解除したときは、受注者は違約金として、発注者が契約を解除した日から10日以内に、委託料の100分の10に相当する金額を発注者に支払わなければならない。この場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。

4 前項に規定する違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げない。

(暴力団排除)

第20条 発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

一 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的

組織」という。)であるとき。

二 役員等(個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。)が、暴力的組織の構成員(構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。)となっているとき。

三 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。

四 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約(一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。)又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。

五 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。

六 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。

七 役員等又は使用人が個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

八 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、委託料の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。

4 第2項に規定する違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げない。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第21条 前三条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前三条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第22条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合であって、受注者に損害があるときは、発注者に対し、その損害の賠償を請求することができる。

(受注者の催告によらない解除権)

第23条 受注者は、第16条の規定による仕様変更により委託料の年額が3分の2以上減少するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合であって、受注者に損害があるときは、発注者に対し、その損害の賠償を請求することができる。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第24条 第22条第1項又は前条第1項に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

(再委託の禁止)

第25条 受注者は、業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承認を得た場合は、業務の一部を再委託することができる。

(遅滞損害金)

第26条 受注者の責めに帰すべき理由により履行期限までに履行しないときは遅滞日数に応じ、委託料の年2.5パーセントの割合で計算した額に相当する額を遅滞損害金として、発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第27条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 発注者は、受注者がこの契約に係る業務の履行に必要な資金が不足することを証明したときは、特段の理由がある場合を除き、受注者の委託料債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

3 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、委託料債権の譲渡により得た資金をこの契約に係る業務の履行以外に使用してはならず、またその用途を証明する書類を発注者に提出しなければならない。

(紛争の解決)

第28条 この契約において紛争が生じたときは、福岡県庁舎所在地を管轄する簡易裁判所の調停に付するものとし、相手方はその調停に出頭するものとする。

(協議)

第29条 この契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの契約に定める事項について疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、発注者と受注者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和7年 月 日

発注者

福岡県北九州市八幡東区高見5丁目1番12号

福岡県立北九州視覚特別支援学校

校長 谷口 好美 印

受注者

住所

氏名

保有個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、甲が保有する個人情報（以下「保有個人情報」という。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項において準用される同条第1項の規定及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第12条の規定に基づき、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（管理及び実施体制）

第2 乙は、保有個人情報の適切な管理を確保する任に当たる者又は組織（以下「保護管理責任者等」という。）並びに権限を明らかにし、安全管理上の問題への対応や監督、点検の実施等の措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 乙は、この契約により、保有個人情報を取り扱う事務に従事する者の範囲、権限の内容等を明確化及び必要最小限化し、特定された従事者以外の者が当該保有個人情報にアクセスすることがないように、また、権限を有する者であっても、業務上の目的以外の目的でアクセスすることがないようにしなければならない。

（作業場所等の特定）

第3 乙は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所（保有個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室又は区域を含む。）を明確にし、あらかじめ甲の承諾を得るものとする。

（秘密の保持）

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（収集の制限）

第5 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（持出しの禁止）

第6 乙は、この契約による事務を処理するために必要がある場合を除き、甲から提供された保有個人情報又は保有個人情報が記録された資料等（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。以下「記録媒体」という。）を作業場所又は保管場所の外へ持ち出してはならない。

（複写又は複製等の禁止）

第7 乙は、この契約による事務を処理するため、甲の承諾なしに保有個人情報又は記録媒体（以下「保有個人情報等」という。）を複写し、又は複製してはならない。

2 前項の規定は、保有個人情報等の送信又は外部への送付、その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為について準用する。

3 乙は甲から前2項の承諾を受けた場合、保有個人情報等の誤送信、誤送付、誤交付、誤廃棄、又はウェブサイトへの誤掲載等を防止するため、複数の従事者による確認や専用ソフトウェアの導入等の必要な措置を講じるものとする。

(利用及び提供の制限)

第8 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た保有個人情報等を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(廃棄等)

第9 乙は、甲から提供された保有個人情報等が不要となった場合には、保護管理責任者等の指示に従い、当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により、当該情報の消去又は記録媒体の廃棄等を行わなければならない。

(情報システムにおける安全管理措置)

第10 乙は、上記のほか、甲から提供された保有個人情報等を情報システムで取り扱う場合、その秘匿性等その内容に応じて、次の措置を講じなければならない。

- 一 アクセス制御のための認証機能設定、データ持出し時を含むパスワード等の定期又は随時見直し、読取り防止措置
- 二 作業場所等の入退管理やアクセス記録の保存、定期的分析を含むアクセス状況の監視、作業を行う端末の限定(台数管理、盗難防止措置を含む。)、バックアップ記録の作成 ほか
- 三 不正アクセス防止プログラム等の導入(最新化)をはじめとするサイバーセキュリティ水準の確保
- 四 その他部外者、第三者による閲覧(窃取)防止のために必要な措置

(従事者への研修)

第11 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、おそれを含む事故発生時の対応のほか、在職中及び退職後において、この契約による事務に関して知り得た保有個人情報等の内容をみだりに他人に知らせてはならないこと、その他情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策等の個人情報の保護に関し必要な事項を研修するものとする。

(再委託の禁止)

第12 乙は、この契約による保有個人情報を取り扱う事務を自ら行うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第13 乙は、この契約による事務を処理するために甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した保有個人情報等は、事務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故報告)

第14 乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、保護管理責任者等の指揮のもと、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、併せて甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 乙は、おそれを含め、前項の事案が発生した場合、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。ただし、書面報告を行う暇がない場合等はこの限りではない。

3 乙は、第1項の事案が発生した場合であって、甲から保有個人情報の漏えい等に係る個人情報保護委員会への報告を求められたときは、甲の指示に従うこと。

(調査)

第15 甲は、乙に対し、保有個人情報等の安全管理状況について、随時実地の調査等を行うものとする。

(指示及び報告)

第16 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めるものとする。

(取扱記録の作成)

第17 乙は、甲から提供された保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等の取扱状況を記録し、甲に報告するものとする。

(運搬)

第18 乙は、この契約による事務进行处理するため、又は当該事務完了後において個人情報記録された資料等を運搬するときは、保有個人情報等の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第19 甲は、乙が保有個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

注

- 1 甲は委託者である福岡県を、乙は受託者を指す。
- 2 前記特記事項中第1、第2、第4、第11から第14まで及び第19に掲げる事項については、必須事項である（契約書中に別に定めがある場合を除く。）が、その他委託事務の実態に即して、適宜必要事項を追加し、又は不要な項目を省略することができる。
- 3 「保有個人情報の秘匿性等その内容」には、特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、特定個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る性質・程度等が含まれる。

誓 約 書

令和 年 月 日

福岡県立北九州視覚特別支援学校長 殿

住 所
氏 名

私は、福岡県が福岡県暴力団排除条例に基づき、委託契約その他の県の事務又は事業により暴力団を利用することとならないように、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札、契約から排除していることを認識したうえで、裏面の記載事項について説明を受け、これを了解し、下記事項について、誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、契約の解除等、貴校が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- 1 福岡県立北九州視覚特別支援学校管理棟・南教室棟物品移動委託業務契約書第20条（以下「暴力団排除条項」という。）第1項各号のいずれにも該当しません。
- 2 暴力団排除条項第1項第1号又は第2号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

※ 上記1の暴力団排除条項第1項各号の解釈については、裏面にてご確認下さい。

暴力団排除条項第1項各号の解釈について

(1) 暴力団排除条項第1項第3号及び第4号関係

構成員等である事実を知らずに、構成員等を雇用している場合又は暴力的組織若しくは構成員等である等の事実を知らずに、その者と下請契約若しくは資材、原材料の購入契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続や契約の解除など適切な是正措置を行わないときは、当該事実を知りながら行っているものとみなす。

(2) 暴力団排除条項第1項第8号関係

「密接な交際」とは、例えば友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしていることである。

「社会的に非難される関係」とは、例えば構成員等を自らが主催するパーティその他の会合に招待するような関係又は構成員等が主催するパーティその他の会合に出席するような関係である。

<福岡県立北九州視覚特別支援学校管理棟・南教室棟物品移動委託業務契約書第20条抜粋(暴力団排除条項)>

第20条 発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

一 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。

二 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。

三 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。

四 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。

五 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。

六 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。

七 役員等又は使用人が個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

八 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、委託料の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。

4 第2項に規定する違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げない。

入札予定 令和7年11月27日

入札日程表

令和7年			福岡県立北九州視覚特別支援学校 物品移動委託業務
11	7	金	公告・入札説明書の交付開始 (入札の前日から10日前まで)
	8	土	
	9	日	
	10	月	
	11	火	質問受付開始 (入札説明書交付の翌日～)
	12	水	
	13	木	
	14	金	
	15	土	
	16	日	
	17	月	入札参加申請書提出〆切(～15:00)
	18	火	現場説明会(14:00～)
	19	水	
	20	木	入札承認通知
	21	金	質問受付〆切(～12:00)
	22	土	
	23	日	
	24	月	
	25	火	質問への回答(～16:00)
	26	水	入札保証金納付(10:00～12:00)
	27	木	入札・開札 10:00～
	28	金	契約 (落札後7日以内)
	29	土	
	30	日	
12	1	月	
	2	火	
	3	水	
	4	木	
	5	金	▼